

# 青森県報

号外第七十一号

平成二十三年  
八月十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一

## 条 例

青森県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県条例の一部を改正する条例

青森県条例 (昭和二十九年五月青森県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

附則第十四条及び第十五条を削り、附則第十六条を附則第十四条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る自動車取得税及び自動車税の納税義務の免除等)

第十五条 政令附則第三十二条第四項 (地方税法施行令の一部を改正する政令 (平成二十三年政令第二百五十八号) 附則第三条の規定により読み替えて適用される場合

を含む。) に規定する者が法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車以外

の第百二十六条第一項の自動車 (以下この項において「他の自動車」という。) の取得

をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、当該対象区域内自動車

が法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に該当する

こととなり、かつ、当該取得をした他の自動車を当該対象区域内用途廃止等自動車

に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同条第三項に規定す

る警戒区域設定指示が行われた日 (地方税法施行令の一部を改正する政令 (平成二

十三年政令第二百五十八号) 附則第三条の規定の適用を受ける場合にあつては、平

成二十三年三月十一日) から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに

限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を

免除する。

2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について

前項の規定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、

当該徴収金を還付する。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければ

ならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 還付を受けようとする金額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十六条 前条第一項に規定する者が同項の規定の適用を受けることとなつた場合に

おいては、同項に規定する他の自動車 (第百五十条第一項に規定する自動車に限る。) 対

する平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分の自動車税に係る徴収

金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規

定の適用があることとなつたときは、同項に規定する者の申請に基づいて、当該徴

収金を還付する。

3 前条第三項の規定は、前項の申請について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭